

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 地域支援体制加算 2～4 「実績基準 ①夜間・休日等の対応実績」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6411号 河野誠  
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美  
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

### 凡例

告示・通知

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20220624-2001(1)

本資料は、2022年6月17日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです  
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接  
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

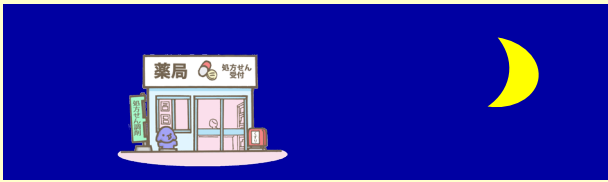
加算2：調剤基本料1 + 加算1実績（①・②・③と④又は⑤） + 3項目以上  
 加算3：調剤基本料1以外 + 麻薬免許 + 3項目以上（④、⑦必須）  
 加算4：調剤基本料1以外 + 8項目以上

地域医療への貢献に係る体制

処方箋受付回数1万回当たり（※1）

① 時間外等加算、  
夜間・休日等加算

400回以上



② 薬剤調製料の麻薬加算

10回以上



③ 重複投薬・相互作用等防止加算等

40回以上



処方箋

・A錠  
・B錠  
・Cカプセル

④ かかりつけ薬剤師指導料等

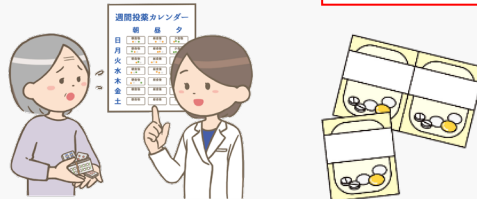
【加算3は必須】

40回以上



⑤ 外来服薬支援料<sup>1</sup>

12回以上



⑥ 服用薬剤調整支援料1・2

1回以上

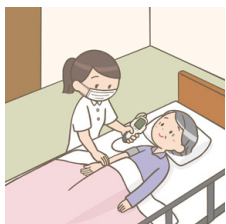
〇〇さんの  
服用薬について  
ご提案



⑦ 単一建物患者1人場合の  
在宅薬剤管理（※2）

【加算3は必須】

24回以上



⑧ 服薬情報等提供料

60回以上

【情報提供書】  
〇〇さんの  
服薬状況について

併算定不可で相当の業務を行った場合も含む（要記録）

- 特定薬剤管理指導加算2
- 調剤後薬剤管理指導加算
- 服用薬剤調整支援料2

⑨ 認定薬剤師が  
地域の多職種連携会議参加（※1）

薬局1軒当たりの回数/年

5回以上



※1：届出時は直近1年間の実績、継続時は前年3月～当年2月の実績で判定（処方箋受付回数は前年3月1日から当年2月末日までの回数）

※2：2022年3月31日時点で、⑦を満たすとして改定前加算を届出していた薬局は、⑦在宅実績について1年間の経過措置あり

本資料は、2022年6月17日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

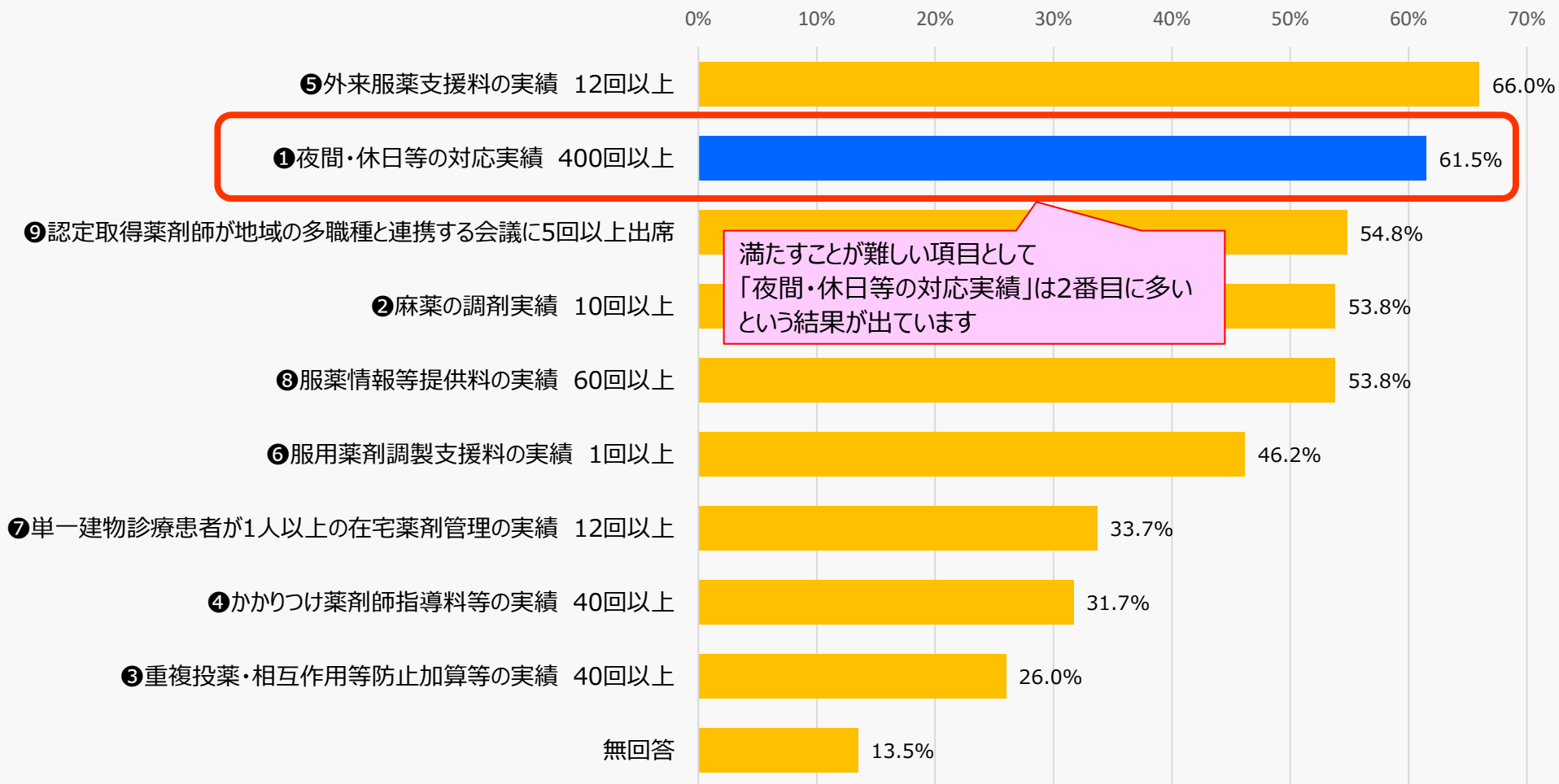
届出	実績要件の判断期間	処方箋受付回数の期間	加算適用期間
・新規 ・区分変更	届出時の直近1年間	前年3月1日から 当年2月末日までの1年間	届出受理の翌月から当年度末まで
・区分継続	前年3月1日から 当年2月末日までの1年間	前年3月1日から 当年2月末日までの1年間	当年4月1日から翌年3月末日まで

## 新規届出又は区分変更による差額

調剤基本料			差額（処方箋受付1回あたり）
調剤基本料 1	届出なし[0点]	⇒	加算 2 [47点] +47点
	加算 1 [39点]	⇒	加算 2 [47点] +8点
調剤基本料 2・3	届出なし[0点]	⇒	加算 3 [17点] +17点
	届出なし[0点]	⇒	加算 4 [39点] +39点
	加算 3 [17点]	⇒	加算 4 [39点] +22点
特別調剤基本料	届出なし[0点]	⇒	加算 3 [14点] +14点 (17点×0.8 = 13.6⇒14点)
	届出なし[0点]	⇒	加算 4 [31点] +31点 (39点×0.8 = 31.2⇒31点)
	加算 3 [14点]	⇒	加算 4 [31点] +17点

特別調剤基本料算定薬局は20%減算規定があるため、加算に0.8をかけて小数点第一位を四捨五入した点数を算定します

(地域支援体制加算未届施設のうち、調剤基本料1以外の算定薬局、複数回答)



2021年12月1日診療報酬改定結果検証部会資料

「令和2年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（令和3年度調査）の報告案について\_検-6-2」をもとに日医工（株）が作成

本資料は、2022年6月17日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

**【施設基準】** 薬剤調製料の時間外等加算及び夜間・休日等加算の算定回数の合計が400回以上※であること  
 ※処方箋受付回数 1万回当たり

**【実績の範囲(届出様式より)】**

- ・薬剤調製料の「注4」の**時間外加算の算定実績**
- ・薬剤調製料の「注5」の**夜間・休日等加算の算定実績**

項目	算定要件 (概要)	点数
時間外加算	開局時間外で概ね 6時～8時、18時～22時、及び 休日以外の休局日に調剤を行った場合、処方箋受付1回につき所定点数に加算	基礎額の100/100
夜間・休日等加算	【平日 ; 0時～8時、19時～24時】、【土曜日 ; 0時～8時、13時～24時】、【休日】で、薬局が表示する開局時間内に調剤を行った場合に処方箋受付1回につき加算	40点

**【参考】実績対象加算の算定時間帯例**

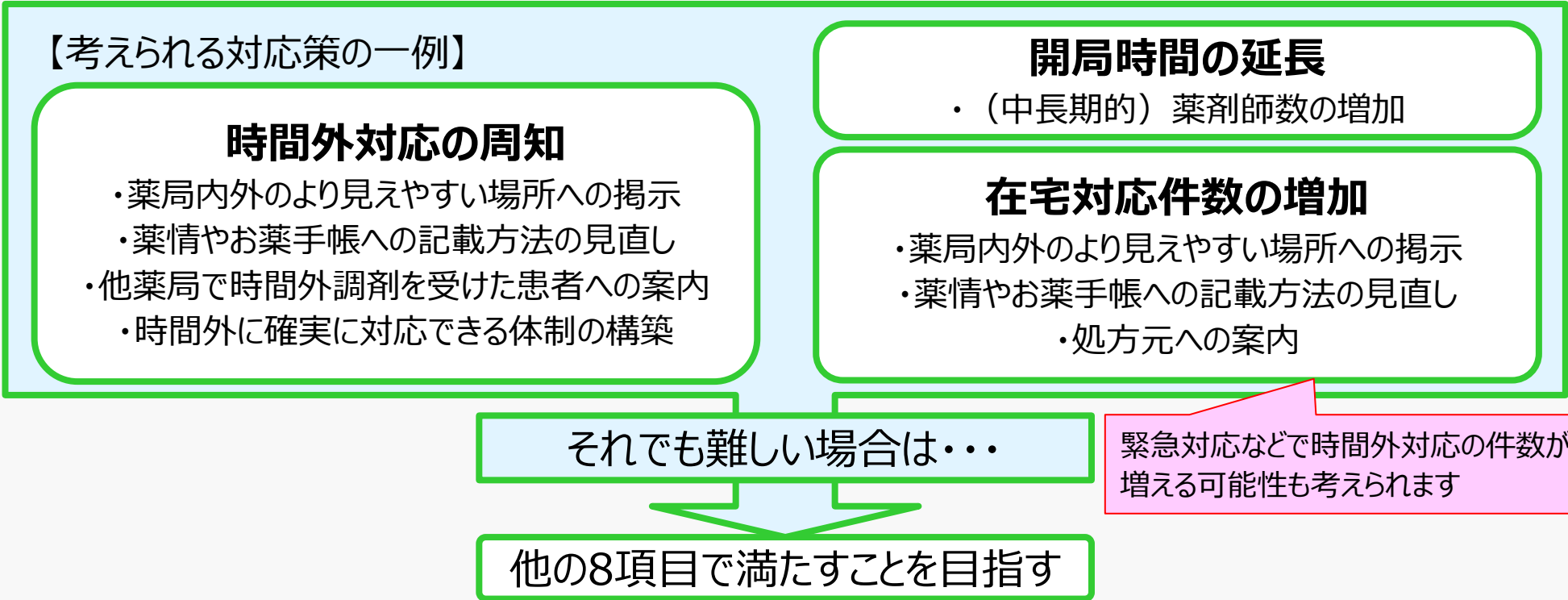
     …開局時間  
 時間外 …時間外加算  
 ※1 …夜間・休日等加算(開局時間中)  
 ※2 …夜間・休日等加算(開局時間外)  
 ※3 …加算なし

【例】

		0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時
開局時間 平日9時～18時 土曜9時～15時	平日	深夜							時間外	※3											時間外	深夜			
	土曜	深夜							時間外	※3						※1	※2	時間外	深夜						

**薬局の開局時間（人員）**

- 周辺環境などの影響も大きいいため、劇的な増加を見込むことは難しいですが、2022年度改定で基準が「常勤薬剤師1人当たり」から「処方箋受付回数1万回当たり」へ変更され、基準と実績の乖離が小さくなった場合もございます
- 改めて、実績回数をご確認いただき、基準と実績の乖離が少ないようであれば、再度、下記の対応等についてご検討されてみてはいかがでしょうか



各点数の具体的な算定要件を解説した資料や解説動画を医療従事者向けサイト「Stu-GE（スタジー）」で公開しています

## 地域支援体制加算 1～4

[https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi\\_documents/1036](https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/1036)



動画掲載ページに遷移します  
(2022/5/11掲載)



**地域支援体制加算1の施設基準(1)** 2022年度改定による内容 日医IMPS

**必須 + いずれか選択**

**調剤基本料 1**

**地域医療への貢献に係る体制**

①・麻薬小売業者の免許  
必要な指導を行うことが出来る  
**免許証 35枚以上**

②・在宅患者訪問薬剤師指導料  
・居宅療養管理指導費(介護)  
・介護予防居宅療養管理指導費(介護)  
等の算定回数(※1) オンラインは除く  
**24回以上(※2)**

③・かかりつけ薬剤師指導料  
かかりつけ薬剤師包括管理料  
薬局「※」 届出  
**厚生局**  
算定実績は不要です

④薬業情報等提供料の算定回数(※1)  
**12回以上**

⑤認定薬剤師が地域の多職種連携会議に参加(※1)  
地域ケア会議 又は サービス担当者会議 又は 退院時カンファレンス  
**1回以上**

**地域支援体制加算2～4の施設基準(1)** 2022年度改定による内容 日医IMPS

**加算2: 加算1実績(①～③+④又は⑤)+ 3項目以上**

**加算3: 麻薬免許 + 3項目以上(④・⑤必須)**

**加算4: 8項目以上**

**地域医療への貢献に係る体制**

⑥時間外加算、夜間・休日等加算 **400回以上**

⑦薬剤調剤料の麻薬加算 **10回以上**

⑧重複投薬・相互作用等防止加算等 **40回以上**

⑨かかりつけ薬剤師指導料等 **40回以上** 【加算3は必須】

⑩外来服薬支援料1 **12回以上**

⑪服用薬剤調整支援料1・2 **1回以上**

⑫単一建物患者1人場合の在宅薬剤管理 **24回以上** 【加算3は必須】

⑬薬業情報等提供料 **60回以上**

⑭認定薬剤師が地域の多職種連携会議参加(※1) **5回以上**

※1: 届出時は直近1年間の実績、継続時は前年3月～当年2月の実績で判定(処方箋受付回数は前年3月1日から当年2月末日までの回数)  
※2: 2022年3月31日時点で、⑥を満たすとして現行加算を届出た薬局は、⑨在宅薬剤管理について1年間の経過措置あり

資料No.20220422-1077-3

## 時間外加算、休日加算、深夜加算、夜間・休日等加算

[https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi\\_documents/1016](https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/1016)



動画掲載ページに遷移します  
(2022/4/11掲載)



**01注4 時間外・休日・深夜加算 (薬剤調剤料)** 日医IMPS

名称	内容(処方箋受付1回につき)	点数
時間外加算	期間時間外で概ね、6:00～8:00、18:00～22:00 休日以外の届け出た休日に調剤を行った場合、処方箋受付1回につき所定点数に加算	基礎額の100/100
特例 (01注4他し書き)	専ら夜間における救急医療のための薬局が深夜を除く時間外に調剤を行った場合 【01】1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	
休日加算	日・祝日、12月29日～1月3日 ・休日対応の救急医療施設への輪番制による休日当番保険薬局等で調剤した場合 ・休日を前倒ししないこととしている薬局の休日に調剤を行っている薬局の間局時間外(深夜を除く)、急病等やむを得ない理由により調剤した場合 22:00～6:00	基礎額の140/100
深夜加算	深夜対応の救急医療施設への輪番制による深夜当番保険薬局等で調剤した場合 ・深夜時間帯を間局時間としていない薬局の薬局の間局時間が深夜時間帯にまで及んでいる場合は、間局時間と深夜時間帯とが重複していない時間に、急病等やむを得ない理由により調剤した場合	基礎額の200/100

【要件】

薬局内外の表示

**01注5 夜間・休日等加算 (薬剤調剤料)** 日医IMPS

名称	内容	点数
時間外加算	【平日:0時～8時、19時～24時】【土曜日:0時～8時、13時～24時】【休日】で、 薬局が表示する間局時間内に調剤を行った場合に処方箋受付1回につき加算 ※専ら夜間における救急医療のための薬局で一般的に深夜を除く時間外となる時間帯に調剤を行った場合は算定不可 ※時間外・休日・深夜加算のいずれかの要件を満たす場合は、夜間・休日等加算ではなく時間外・休日・深夜加算を算定	40点

【要件】

薬局内外の表示

【平日又は土曜日に算定する場合】  
薬剤師用紙又は調剤票に、  
処方箋の受付時間を記載

【処方箋の受付時間】  
〇時～〇分受付

【参考】加算の対象時間帯例

例)薬局	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
平日時間	深夜	時間外	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常
平日9時～18時	深夜	時間外	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常
土曜日9時～15時	深夜	時間外	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常

資料No.20220401-1083-1-p4



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける  
テーマ別  
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧  
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

**会員特典1** メールマガジンの受信

**会員特典2** 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>